

# 通 報

大ト協第21号  
令和4年4月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長 中 川 才 助

## 点呼支援機器等導入促進助成制度について ( ご 案 内 )

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理につきまして、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では自動点呼にかかる支援機器及びシステム等の取得費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いたします。

### 記

1. 募集期間 **令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火)**  
**※ただし、お申し込みが助成限度枠に達した時点で締め切らせていただきます。**  
(終了の際は、大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内)
2. 助成額 **1事業者あたり1台、上限を100,000円とする。**  
(契約期間中のサービス利用料を含む)
3. 助成対象 全ト協の交付要件として、下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。  
①助成対象機器等は、ナブアシスト社が開発した「**ロボット点呼**」(ユニボ)及びその周辺機器で、**令和3年4月1日以降**に、ナブアシスト社、日貨協連及び販売取扱店等を通じて、

新たに導入（サービス利用開始）した機器とする。

②導入費用には、機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、**消費税は導入費用には含まない。**

③国、地方自治体から補助金が交付されている場合は、助成金は交付しない。

④**中小企業者で、大阪府下の事業所へ導入したものとする。**

（中小企業者とは、中小企業基本法による中小事業者。資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社または、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人）

#### 4. 申込方法

希望者（事業者）は**点呼支援機器等導入後**に、「**点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書**」とともに、下記の(1)～(3)の添付書類を添えて申請を行ってください。

(1)取扱店に支払った導入費用の領収証の写し

(2)サービス利用申込書（又はシステム使用申込書）の写し  
（表紙のみ、利用規約以降は省略可）

(3)管理NOが記載された書類の写し

（(2)に記載されている場合は、不要とする）

#### 5. 申請先【郵送先】ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問い合わせ電話番号（06）6965-4033